

令和5年1月31日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行 松 泰 弘

回 答 書

令和5年1月13日付け質問書に対し、下記のとおり回答します。

記

「1. (1)」について

現行の再雇用職員における給与額と、改正後の特命職における給与額の差（1人当たり平均158万円/年）を影響額として試算しており、現在の人員構成のまま定年の段階的引上げを行ったこととした場合、段階的引上げが完了し、全ての61歳から65歳の職員が特命職に移行する令和14年度における人件費は、定年引上げを行わなかった場合と比較して、概算で最大4億円の増額となる見込みです。

「2. (1)」について

この定めは、現時点において具体的な例を念頭に置いているものではなく、あくまで必要な事態が発生した場合の特例として定めたものであり、その手続きについては特に定めておりません。

ただし、役職定年による異動により、大学運営等に著しい支障が生ずることについて、明確に説明できる場合を想定しております。

「3. (1)」について

令和4年度末までの雇用が見込まれる契約職員のうち、令和5年度以降、雇用上限の5年（又は10年）到達前に、60歳の年齢制限により退職することが見込まれる者の人数は、「15名」です。

また、令和4年度末までの雇用が見込まれる契約職員のうち、既に無期労働契約に転換しており、令和5年度以降、令和12年度末までの間に、60歳定年により退職することが見込まれる者の人数は、「6名」です。

「3. (2)」について

契約職員が退職した場合、後任補充により、一定の職務経験がある者を雇用するケースが一般的であり、その場合と比較すると、定年等の段階的引上げの適用による人件費影響額はほぼ生じないものと考えております。

「3. (3)」について

有期雇用の契約職員については、大学が特に必要と認めた職員等一部の契約職員を除き、満60歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて労働契約の締結は行っておりません。

「4. (1)」について

教員については、今後新たに月給制が適用される教員は生じないこととしており、将来的には全ての教員が年俸制となり、65歳定年となる制度設計としているところです。

現在月給制が適用されている教員については、年俸制を希望して65歳定年を選択することが可能な制度となっており、当該取扱いを変更するものではないと考えております。